2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人名古屋大学契約事務取扱細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,175点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、975点）以上であること。

⑷　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で５層以上（地下階も可）かつ延べ面積11,000㎡以上の教育・研究施設又は病院の新築工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３層以上（地下階も可）かつ延べ面積6,000㎡以上の教育・研究施設又は病院の新築工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満でも、同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　共同企業体については、全ての構成員が、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　当該契約担当役から「名古屋大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成17年４月１日施行）に基づく取引停止措置（以下、「取引停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（上記２⑷基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高50点とする。

②　「加算点」の算出方法は、下記⑶の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

・企業の高度な技術力
　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
　工事全般の施工計画

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案された「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒464―8601 愛知県名古屋市千種区不老町　名古屋大学施設管理部施設企画課予算管理掛　電話052―789―2117

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成25年10月11日（金）から平成25年11月１日（金）まで。

入札公告時の関係資料（様式等）の交付は、名古屋大学施設管理部ホームページ http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/ からのダウンロード配布のみとする。

なお、後日交付の図面等に当たっては、上記４⑴の案内に従って購入するものとする。

⑶　申請書及び技術提案書等の提出期間、場所及び方法　平成25年10月11日（金）から平成25年11月１日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前９時00分から午後５時00分まで（ただし、最終日の平成25年11月１日（金）は、午後３時00分まで。）。申請書は電子入札システムにより、提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参すること（郵送又はファクシミリによる提出は認めない。）。技術提案書等は、電子入札、紙入札を問わず上記４⑴に持参すること（郵送又はファクシミリによる提出は認めない。）。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、場所及び方法　平成25年10月11日（金）から平成25年11月１日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前９時00分から午後５時00分まで（ただし、最終日の平成25年11月１日（金）は、午後３時00分まで。）に上記４⑴に持参すること。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成25年10月11日（金）から平成25年12月５日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く午前９時00分から午後５時00分まで（ただし、最終日の平成25年12月５日（木）は、午後３時00分まで。）に上記４⑴に持参すること。